

大垣市公示第 5 3 号

建築基準法による中間検査の実施について

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定するので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 4 条の 1 1 の規定により次のとおり公示し、令和 7 年 6 月 2 0 日から施行する。

なお、令和 4 年大垣市公示第 3 7 号（建築基準法による中間検査の実施について）は、令和 7 年 6 月 1 9 日限り廃止する。

令和 7 年 5 月 2 0 日

大垣市長 石 田 仁

- 1 中間検査を行う区域
大垣市全域とする。
- 2 中間検査を行う期間
施行の日から 3 年間とする。
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模
新築、増築又は改築に係る部分が次のいずれかに該当する建築物とする。
 - (1) 法別表第一(一)の項から(四)の項までの(い)欄に掲げる用途に供する部分（共同住宅の用途に供する部分を除く）の床面積の合計が 3 0 0 m²を超え、かつ、地階を除く階数が 3 以上のもの
 - (2) 階数が 3 以上の共同住宅
- 4 指定する特定工程及び特定工程後の工程
 - (1) 次の表のとおりとする。

主要な構造		特定工程	特定工程後の工程
ア	木 造	木造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分である木造部分を覆う内装工事、外装工事及び防火被覆工事（屋根葺き工事を除く）
イ	鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分である鉄骨造部分を覆う内装工事、外装工事及び防火被覆工事（屋根葺き工事を除く）
ウ	鉄筋コンクリート造	2 階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2 階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
エ	鉄骨鉄筋コンクリート造	2 階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2 階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
オ	プレキャスト鉄筋コンクリート造	2 階の床版の取付工事	2 階の床版と壁の相互を接合する部分を覆う工事

(2) 組積造、補強コンクリートブロック造その他これらに類する構造にあっては、前号表のウの項を適用する。

5 適用の対象となる建築物

この公示は、施行日以後に法第 6 条第 1 項又は法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請書（変更確認申請を除く。）を提出する建築物及び法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知（計画変更の通知を除く。）を提出する建築物について適用し、施行日前に法第 6 条第 1 項又は法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請書を提出する建築物及び法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知を提出する建築物については、なお従前の例による。

ただし、法第 6 条の 4 第 1 項第 2 号に掲げる建築物、法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号の適用を受ける建築物、法第 68 条の 11 第 1 項の認証を受けた型式部材等の製造者により製造若しくは新築される建築物又は法第 85 条の規定の適用を受ける建築物については、この公示の規定は適用しない。